

食品関連事業者の皆様へ ～営業許可業種が見直しされます～

食品衛生法が改正され、営業許可業種の見直しにより
令和3年6月1日から手続きが必要になる場合があります。

1 新規に設定された許可業種は？

食中毒のリスクや、過去の食中毒の発生状況を踏まえ、
新たな許可業種として以下の業種が新たに設定されました。

漬物製造業	漬物又は漬物加工品を製造する営業 (漬物製造届を提出している事業者も該当)
水産製品製造業	魚介類その他の水産動物もしくは その卵を原料とする食品を製造する営業 (従来では許可不要な魚介加工品製造業)
液卵製造業	鶏卵から卵殻を取り除いたものの製造 (小分け含む)をする営業
食品の小分け業	菓子製造業、そうざい製造業等で 製造された食品を小分けする営業

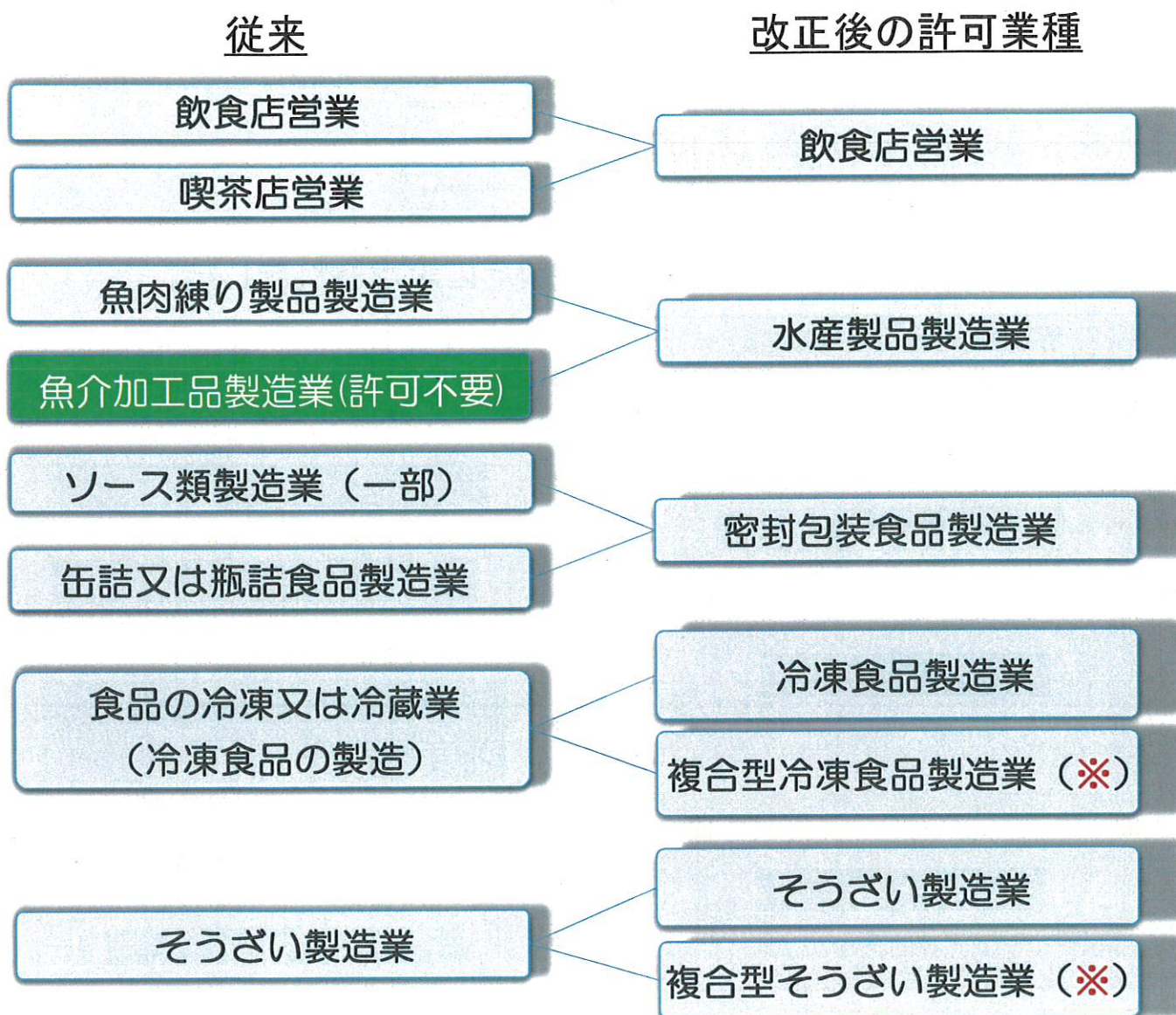
2 いつから許可業種になるの？

- 令和3年6月1日から適用を受けます。
- ただし施行前からすでに該当する業種の営業を行っていた営業者については3年間 (令和6年5月31日まで) の猶予期間があります。
- 施行日以降に新規に営業を営む場合は、営業許可を受ける必要があります。

申請・問い合わせ先
八戸市保健所衛生課 食品衛生グループ
八戸市総合保健センター 3階 TEL:0178-38-0720

3 従来の区分が見直しされる業種(代表的なもの)

それぞれ新たな業種に再編されますが、現在の許可の期限までは、そのまま営業が可能です。



※HACCPに基づいた衛生管理の実施を前提として、菓子・麺類・水産製品(魚肉ねり製品を除く)などの食品の製造、食肉処理が可能

4 許可不要になる業種(代表的なもの)

- 乳類販売業
- コップ式自動販売機(喫茶店営業(※))
※屋内設置、自動洗浄機能付きの高度な機能を有するもののみ
- 冰雪販売業
- 食肉販売業(容器包装に入ったもののみを販売する場合)
- 魚介類販売業(容器包装に入ったもののみを販売する場合)
- 食品の冷凍又は冷蔵業(倉庫業のみ)